中小企業会計要領について

今月から改めて、会計、税務について様々な情報提供をさせていただく事になりました、 TKC近畿兵庫会税理士の宮崎敦史です。

来月以降同会所属の税理士によってリレー投稿の形で進めさせていただく予定になって おりますので今後ともよろしくお願いします。

今月は、今年 2 月に公表されました「中小企業の会計に関する基本要領」についてその概要を説明させていただきます。

1、中小会計要領とは?

中小会計要領とは、上場企業とは違い経理に費やすことができる人員が少なく、また会計情報の開示対象が、金融機関、税務当局等に限定される中小企業を対象にした会計のルールです。

上記のような事情を抱える中小企業向けのルールですので、大企業向けのルールと 比較して簡便なルールとなっています。

2、「中小企業の会計に関する指針」との違い

中小企業向けの会計のルールは、以前から中小指針と呼ばれるルールがありましたが、中小指針は、会計専門家が役員に入っている「会計参与設置会社」を想定しており会計参与のいない中小企業向けにより簡易な会計処理をすることが適当と考えられる中小企業を想定した会計ルールです。

3、中小会計要領を活用して得られる効果

- ① 決算書の信頼性が向上します。
- ② 自社の財務状況の把握がより正確になり、経営判断をより的確に行えます。
- ③ 金融機関等からの信頼が向上して、資金調達がよりスムーズになります。

特に③については、日本政策金融公庫の融資に会計要領準拠のチェックリストを提出すると金利の優遇を受けられるようになっています。これは以前にも会計指針のチェックリストを提出すると同様の金利優遇を受ける事が出来たのですが、会計要領というより簡易なチェックリストであっても同様の制度の適用を受ける事が出来るようです。

中小企業会計要領は、本当に簡易なものとなっていますので自社の決算書をこの会 計ルールに従って作成することをお勧めします。